

東京都看護師等修学資金貸与制度（見直し案）

見直しの方向性

都内で就業する看護師等の増やすため、貸与金額の選択肢の拡充等を行い、貸与者を増やすとともに、都内施設を返還免除要件に追加するなど、更なる都内就業へ誘導する。

【現行（令和3年度まで）】

貸与種別	養成施設等		貸与月額	免除要件 (従事期間)
	課程	設置主体		
第一種 ^{※1}	准看護師		21千円	指定施設 ^{※2} で5年 → 各貸与月額 ×貸与月数分免除
	保健師	国公立	32千円	
	助産師 看護師	その他	36千円	
	大学院（修士）		83千円	都内施設で5年 → 83千円 ×貸与月数分免除
第二種 ^{※1}			25千円 ×2口まで	なし

【見直し後（令和4年度以降）】

養成施設等	貸与月額	免除要件 (従事期間)
対象となる全ての 課程・設置主体	25千円 50千円 75千円 100千円	都内施設で5年 →25千円×貸与月数分免除 指定施設で5年 →50千円×貸与月数分免除 指定施設で7年 →75千円×貸与月数分免除

※1 第一種と第二種は併用可、最大3口まで貸与可能

※2 指定施設：200床未満の病院、病床数の80%以上が精神科病床の病院、診療所、介護保健施設、訪問看護ステーション（4年目から）等